



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 12 日 (火)
号外第 15 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則 (5) (子ども発達支援課) 3
-------	---

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者自立支援法及び障害者自立支援法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則中、引用する障害者自立支援法及び障害者自立支援法施行令の名称を改める。
- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

規 則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 5 号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「障害者」とは、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。）第 4 条第 1 項に規定する障害者をいう。</p> <p>4 この規則において「市町村民税非課税者」とは、障害児の保護者又は障害者が<u>児童福祉法施行令</u>（昭和23年政令第74号）第24条第 3 号又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号。以下「<u>障害者総合支援法施行令</u>」という。）第17条第 4 号に掲げる者に該当する場合における当該障害児又は障害者をいう。</p> <p>5 この規則において「低所得者」とは、障害児の保護者又は障害者が<u>児童福祉法施行令第24条第 2 号</u>又は<u>障害者総合支援法施行令第17条第 2 号</u>若しくは第 3 号に掲げる者に該当する場合における当該障害児又は障害者をいう。</p> <p>6 この規則において「生活介護」とは、<u>障害者総合支援法</u>第 5 条第 7 項に規定する生活介護をいう。</p> <p>7 この規則において「短期入所」とは、<u>障害者総合支援法</u>第 5 条第 8 項に規定する短期入所をいう。</p> <p>8・9 略</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 条例第 7 条第 7 項に規定する規則で定める施設の利用は、別表第 2 の項目の欄に掲げるものとし、同</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「障害者」とは、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第 4 条第 1 項に規定する障害者をいう。</p> <p>4 この規則において「市町村民税非課税者」とは、障害児の保護者又は障害者が<u>児童福祉法施行令</u>（昭和23年政令第74号）第24条第 3 号又は<u>障害者自立支援法施行令</u>（平成18年政令第10号）第17条第 4 号に掲げる者に該当する場合における当該障害児又は障害者をいう。</p> <p>5 この規則において「低所得者」とは、障害児の保護者又は障害者が<u>児童福祉法施行令第24条第 2 号</u>又は<u>障害者自立支援法施行令第17条第 2 号</u>若しくは第 3 号に掲げる者に該当する場合における当該障害児又は障害者をいう。</p> <p>6 この規則において「生活介護」とは、<u>障害者自立支援法</u>第 5 条第 7 項に規定する生活介護をいう。</p> <p>7 この規則において「短期入所」とは、<u>障害者自立支援法</u>第 5 条第 8 項に規定する短期入所をいう。</p> <p>8・9 略</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 条例第 7 条第 7 項に規定する規則で定める施設の利用は、別表第 2 の項目の欄に掲げるものとし、同</p>

項に規定する規則で定める使用料の額は、同表に定めるとおりとする。ただし、日中一時支援（障害者総合支援法第77条第1項の規定により市町村が行う地域生活支援事業のうち、日中において監護する者がいない障害児又は障害者の日常的な訓練その他の支援をいう。以下同じ。）による食事の提供に係る使用料の額は、同表に定める食事の提供に係る使用料の額から日中一時支援を委託した市町村が支払う食事の提供に係る委託料の額を控除した額とする。

項に規定する規則で定める使用料の額は、同表に定めるとおりとする。ただし、日中一時支援（障害者自立支援法第77条第1項の規定により市町村が行う地域生活支援事業のうち、日中において監護する者がいない障害児又は障害者の日常的な訓練その他の支援をいう。以下同じ。）による食事の提供に係る使用料の額は、同表に定める食事の提供に係る使用料の額から日中一時支援を委託した市町村が支払う食事の提供に係る委託料の額を控除した額とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。